

女川町復興推進計画

平成 26 年 9 月 8 日
宮 城 県 女 川 町

1 計画の区域

宮城県牡鹿郡女川町

2 計画の目標

震災復興工事が本格化する当町において、今次津波と同等の津波に対しても一定の安全性が確保できる高台の地区に地元企業のための安定した事業拠点を確保する。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町においては、中心部が津波の被害を受け、現在、被災市街地復興土地区画整理事業等により、市街地の整備を進めているところである。当該地区の事業完了は、平成 30 年を予定しており、その間も、被災した事業所の再建や新たな事業所の立地のための安全な適地を確保し、地域の復興を切れ目なく推進する必要がある。

鷺神浜地区には、津波の被害を受けていない高台の地区で、事業者がすぐに活用可能な土地が存在する。また、鷺神浜地区の県道牡鹿半島公園線と、小乗浜地区の主要地方道女川牡鹿線を接続する道路が計画されており、県道牡鹿半島公園線は牡鹿半島への交通流動の軸となる。これにより鷺神浜地区は、町内に残って事業を再開し、あるいは新規に事業を展開することで、地域における雇用の受け皿となるなど、町の復興の担い手となる地元事業者から、これまで以上に事業用地としての土地需要が高まることが想定される。

このため、同地区の県道牡鹿半島公園線沿線の地区について、住環境に支障のない一定規模以下の事務所、ホテル等の整備を推進する。

4 復興産業集積区域

女川町鷺神浜

※別添位置図及び区域図参照

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

復興建築物整備事業

① 復興推進事業の内容

4 に示す復興産業集積区域において、事務所、ホテル等の整備を推進するため、

用途制限の緩和を行う。

② 実施主体

女川町

③ 特別の措置の内容

宮城県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

※建築物の整備に関する基本方針

4に示す復興産業集積区域は、現況、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とされているところ、同区域において、第一種住居地域で建築が可能な事務所、ホテル等を整備することとする。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、被災者の雇用機会を創出し、地元企業の流出の防止、地場産業の体力強化に寄与するものである。

これらの効果は女川町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

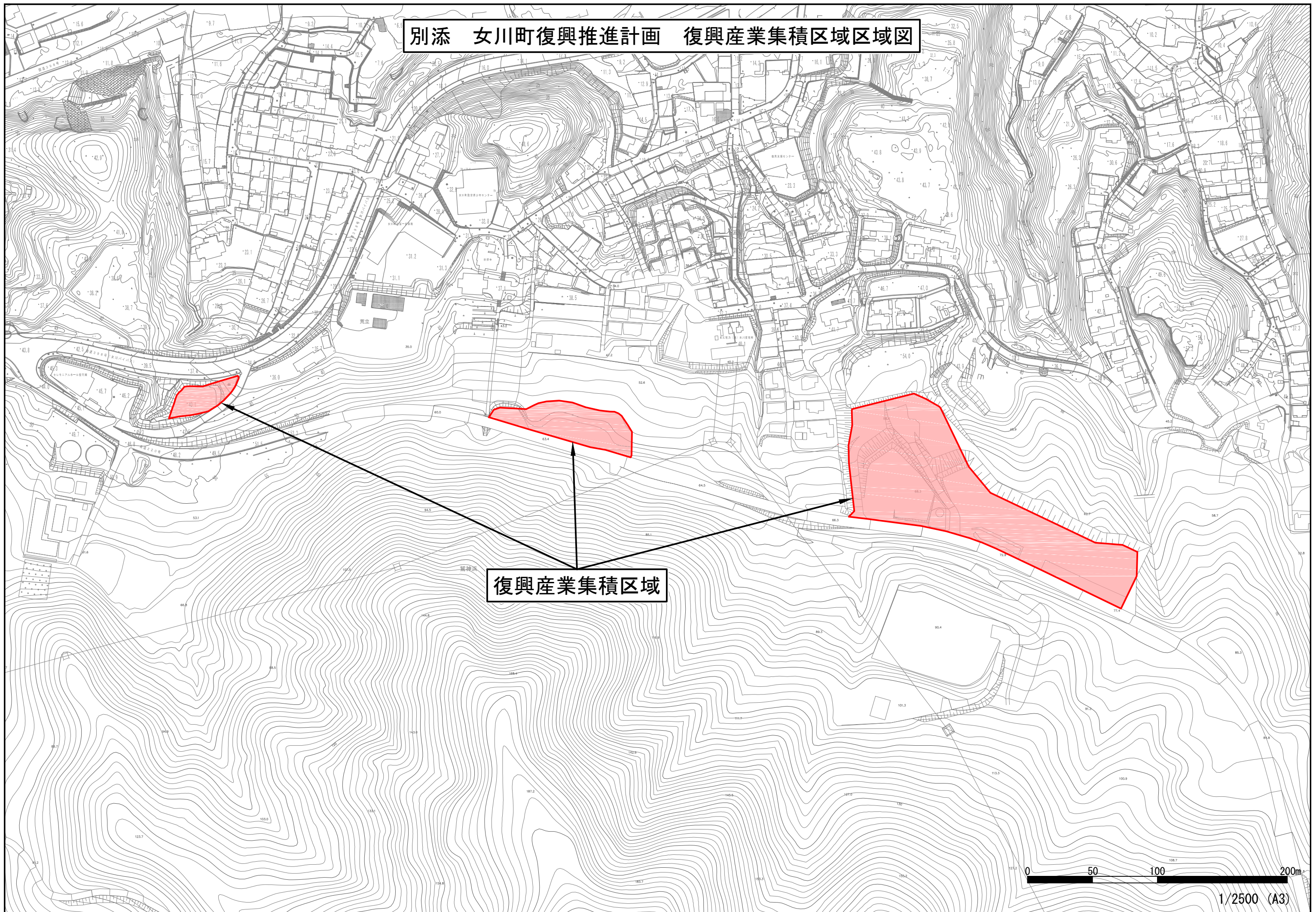
7 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段の意見はなかった。

女川町復興推進計画 復興産業集積区域 位置図



別添 女川町復興推進計画 復興産業集積区域区域図



復興産業集積区域

0 50 100 200m

1/2500 (A3)